

～安心三重奏のケガ・病気に関する補償について～

◆所得補償保険

会員のみなさまのケガや病気による就業不能時の所得を補償します。

なお、新型コロナウイルス感染症による肺炎は疾病に該当するため、所得補償保険がセットされたプランにご加入の場合、発病時期や入院開始時期等の条件を満たせば保険金のお支払い対象となります。

【所得補償保険における「入院」の取扱い】

新型コロナウイルス感染症に感染し、医師の指示のもと、軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合は「入院」とみなして、お取扱いします。

	病院・診療所	臨時施設・自宅
医師の管理下	○	○
医師の管理下外 (医師の指示有)	—	○

※医師の指示が無い場合には、保険金のお支払い対象外となります。

◆傷害総合保険

会員のみなさまが急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

天災危険や新型コロナウイルス感染症等の特定感染症※（死亡時を除きます。）も補償します。

※特定感染症のご説明

「特定感染症」とは、新型コロナウイルス感染症*または「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。

令和3年7月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

*新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。）であるものにかぎります。

●上記内容は概要を説明したものです、詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

2021/08/30

SJ21-05924